

22財記第262号

平成23年3月28日

宮城県教育委員会教育長 殿

文化庁文化財部記念物課長

矢野和彦



文化財保護法第125条第1項ただし書の取扱いについて (回答)

平成23年3月25日付け文第2247号で照会のあった標記については、「非常災害のために必要な応急措置」に該当するとして差し支えありません。

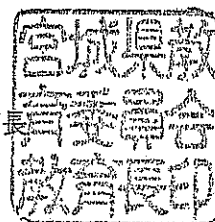


文 第 2 2 4 7 号

平成 2 3 年 3 月 2 5 日

文化庁文化財部長 殿

宮城県教育委員会教育長



文化財保護法第 1 2 5 条第 1 項ただし書きの取扱いについて (照会)

本県の文化財保護行政につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件について、東北地方太平洋沖地震に伴い特別名勝松島において行われる下記
の行為が「非常災害のために必要な応急措置」に該当するかについて照会いたします。

記

特別名勝松島保存管理計画における第 1 種保護地区のうち 1B 及び 1C 地区、第 2 種保護
地区のうち 2B 地区、第 3 種保護地区及び海面保護地区において行われる以下の行為

- ア. ライフライン (電気, 上下水道, ガス, 電話 (携帯電話を含む), 道路, 橋梁, 河川
施設, 鉄道) の復旧 (原状回復)
- イ. 仮設建築物その他の工作物 (プレハブ仮設住宅, 仮設トイレ等) の設置
- ウ. 遺体の仮土葬

宮城県教育庁文化財保護課管理調整班 二藤部
電話 : 022 (211) 3682 FAX : 022 (211) 3693